

- ① 最近のトピック（各省報道発表資料等）
- ② 前回参加いただいた皆様のご感想
- ③ 事前にいただいた問題意識等共有
- ④ 2024年問題の背景、物流への影響、政府・国会の動き
- ⑤ 荷主対策の深度化（働きかけ、トラックGメン等）
- ⑥ **トラックGメンの積極的対応**（近畿運輸局からの活動報告）
- ⑦ 標準的な運賃・標準貨物自動車運送約款について
- ⑧ 原価計算・運賃交渉について
- ⑨ 参考資料紹介
 - ・ 2024年問題への対策（政策まとめ、国会質疑等）
 - ・ 働きかけ・要請の実施事例
 - ・ 物流効率化に向けた取組み事例紹介
 - ・ 物流・トラックに関する分析データ（自動物流道路に関する検討会資料）

○全国162名体制のトラックGメンが、各運輸局・各運輸支局独自の取組も含め積極的に活動しています！！

トラック事業者に対する
電話調査や訪問調査



荷主企業・トラック事業者
に対する説明会の開催



オンライン説明会の模様

トラックドライバーへの
ヒアリング



高速SA、PA

荷主等へのパトロール
(荷待ち状況の現地確認等)



消費者へのアプローチ
(街頭キャンペーン等)



パトロールの概要

- 長時間の荷待ち等の情報があった物流施設だけではなく、周辺の物流施設も含め現場の状況確認を実施
- 可能な限り物流施設に立ち寄り、荷主等向けのチラシ（「トラックGメンがパトロール中です」）等を配布し、トラックGメン制度等を周知
- 物流施設周辺で待機しているトラックを確認した場合は、状況を記録し情報収集に活用



提供：中国運輸局

パトロールの状況

令和5年11月～令和6年5月16日までの訪問数（近畿運輸局管内） **388か所**

これまで立ち寄ったパトロール先（大阪の例）

大阪南港、枚方市・摂津市・東大阪市の企業団地など物流関係施設が多く存する場所

説明内容

- 物流の2024年問題 ●違反原因行為 ●トラックGメン制度 ●働きかけ等制度
- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的な運賃 ●オンライン説明会 等

パトロールで頂いた意見等については、説明会等の場で紹介し国土交通省の立場や議論の状況等について説明（例：大阪運輸支局のオンライン説明会）

パトロール時の配布資料

以下のチラシ等を担当者に手交

- ① 荷主用説明チラシ
- ② 元請（トラック事業者）向けチラシ、
- ③ 荷主事業者・物流事業者の取組ガイドライン 等

① 荷主用説明チラシ

② 元請（トラック事業者）向けチラシ

③ 荷主事業者・物流事業者の取組ガイドライン

国土交通省 近畿運輸局 からのお知らせ

トラックGメン

がパトロール中です。

トラックGメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の支店、荷捌き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）を行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

トラックGメンとは？
トラックGメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」の他、**違反原因行為**の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけの事例】
ケース① 運賃・料金等の不当な据置き
-改善策- 燃料サーチャージ、運賃についてはトラックも含む全ての輸送重量に対して積荷料金を支払うこと

【要請の事例】
ケース① 長時間の荷待ち
-改善策- 「人集時間の指定」出荷口の増設/搬送先付近の倉庫等に積荷を品出しして活用などの実施

【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】
違反原因行為を荷主がしている場合 → 荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合 → 働きかけ → 要請 → 勧告・公表

違反する原因とこのような行為です。

違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

働きかけの事例

要請の事例

違反原因行為の改善が見られない場合の流れ

近畿運輸局

トラックGメン始動

～物流SOSを話せる環境へ～

「積込先、配先先でのお困りごと、トラックGメンに話してみませんか？」
(複数回答可)

「トラックGメン」は、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の情報を集めています。

頂いた情報は、貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、荷主に対して配慮を求めます。
※荷主等への対応にあたり、情報提供者を特定する情報（社名など）は、伝えません。
荷主等から情報提供元が特定されないよう配慮します。

【お電話での問い合わせはこちら】
近畿運輸局大阪運輸支局 トラックGメン
072-822-6733

トラックGメン
ポータルサイト
※内容は順次更新中

裏面の様式に記入のうえ、FAXで大阪運輸支局まで情報提供頂くことも可能です。

下記にご記入のうえ、大阪運輸支局まで

(複数回答可)

お問い合わせ先

近畿運輸局 大阪運輸支局

〒595-8501 大阪府東淀川区東中津 1-1-1

TEL 072-822-6733 FAX 072-822-3317

受付時間 平日 9:00～17:00

※お問い合わせの際は、お名前とご連絡先を必ずお知らせください。

物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項
・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
・荷待ち・荷役作業等時間
・2時間以内ルール/1時間以内努力目標

(2) 実施することが推奨される事項
・予約受付システムの導入
・パレット等の活用
・積品の効率化・積品水準の適正化

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項
・出荷に合わせた生産・荷造り等

(2) 実施することが推奨される事項
・出荷情報等の事前提供
・物流コストの可視化

3. 着荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項
・納品リードタイムの確保

(2) 実施することが推奨される事項
・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

4. 物流事業者の取組事項

(1) 実施が必要な事項
○共通事項
・業務時間の把握・分析
・長時間労働の抑制
・運送契約の書面化 等

○個別事項 (運送モード等に応じた事項)
・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握
・トラック運送業における多重下請構造の是正
・「標準的な運賃」の積極的な活用

(2) 実施することが推奨される事項
○共通事項
・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
・賃金水準向上

○個別事項 (運送モード等に応じた事項)
・倉庫内業務の効率化
・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進
・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等

5. 業界特性に応じた独自の取組
業界特性に応じて、代替として、代替と合意した事項を設定して実施する。

事実であれば、改善していただく必要があります。
(トラックGメンの働きかけによる事実判明の場合は、改善計画の策定・提出が必要。)

【お問い合わせ先】 国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 06-6949-6447

大阪運輸支局 輸送課 072-822-6733 京都運輸支局 輸送課 075-681-9765 奈良運輸支局 輸送課 0743-59-2151 滋賀運輸支局 企画課 077-585-7253 和歌山運輸支局 輸送課 073-422-2138 兵庫県運輸支局 078-453-1104

連絡先(電話番号・FAX番号・Eメール)

運輸局(運輸支局)からの連絡可否(※1) 連絡可 連絡不可

「働きかけ」等への使用可否(※2) 使用可 使用不可

(※1) 「連絡先」にチェックが入っている場合、連絡先宛から詳細を確認させて頂く場合があります。

(※2) 「連絡先」にチェックが入っている場合、荷主への業務自動車運送事業法に基づく対応の検討・活用等に使用させていただきます。

大阪運輸支局FAX番号 072-822-3317

荷主用説明チラシ

(表)

国土交通省 近畿運輸局 からのお知らせ

トラックGメン がパトロール中です。

トラックGメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の支店、荷捌き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）を行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

トラックGメンとは？

トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」の他、**違反原因行為**の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけの実例】

ケース① 運賃・料金等の不当な据置き

(農産品取扱企業・真荷主)
- 改善策 -
燃料サーチャージ、運賃についてはトラックも含む全ての輸送重量に対して積荷料金を支払うことに



【要請の実例】

ケース① 長時間の荷待ち

(製造業・発荷主)
- 改善策 -
「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施



ケース② 依頼(契約)になかった附帯作業

(食品製造卸会社・真荷主等)
- 改善策 -
作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結



ケース② 過積載運行の要求

(運送事業者・元請)
- 改善策 -
当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化に着手



【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善
されない場合

働きかけ

要 請

勧告・公表

※違反原因行為の事実が明らかでない場合、働きかけを行わず、即要請を実施する場合があります。

(裏)

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある**荷主・元請運送事業者**の**以下のような行為**です。

恒常的に長い荷待ち時間

無理な到着時間の設定

過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反
を招くおそれ

⇒最高速度違反を招く
おそれ

⇒過積載運行を招く
おそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

● 依頼にない附帯業務

…契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要

● 運賃・料金の不当な据置き

…運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない

● ドライバーの拘束時間超過

…配車時刻までに荷揃えが終わっておらずドライバーを待機させる

● 異常気象時の運行指示

…気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

事実であれば、改善していただく必要があります。

(トラックGメンの働きかけによる事実判明の場合は、改善計画の策定・提出が必要。)

【お問い合わせ先】 国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 06-6949-6447



トラックGメンポータルサイト
※内容は順次更新中

大阪運輸支局 輸送部門 072-822-6733 京都運輸支局 輸送・監査部門 075-681-9765 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 0743-59-2151
滋賀運輸支局 企画輸送・監査部門 077-585-7253 和歌山運輸支局 輸送・監査部門 073-422-2138 兵庫陸運部 輸送部門 078-453-1104

(表)

(裏)

近畿運輸局

トラックGメン始動

～物流SOSを話せる環境へ～

『積込先、配送先でのお困りごと、トラックGメンに話してみませんか?』

日常的に長い荷待ち時間

もう2時間待ってるのにここでいつも長く待たされるなあ

悪いねーもう少し待って

適正取引における運賃・料金等の不当な値上げ

燃料費・人件費も上がっているのに、運賃・料金を上げてもらえませんか?

燃料費 有効求人倍率

国土交通省 意見等募集窓口 (国交省HP内)

無理な到着時間の設定

高速代くれないと間に合わないよー

3時までには届けてね 時間厳守だよ

過積載になるような依頼

えっ

断れないし 仕方ない

重量オーバーになるかもしれないけどこれも頼むよ

大型台風や豪雨・豪雪日の配送

予定通り運んでね

え、えーこの豪雨のなかですか

大丈夫かなあ

「トラックGメン」は、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の情報を集めています。

頂いた情報は、貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、荷主に対して配慮を求めます

※荷主等への対応にあたり、情報提供者を特定する情報(社名など)は、伝えません。
荷主等から情報提供元が特定されないよう配慮します。

【お電話での問い合わせはこちら】
近畿運輸局大阪運輸支局トラックGメン
072-822-6733

トラックGメンポータルサイト
※内容は順次更新中

裏面の様式に記入のうえ、FAXで大阪運輸支局まで情報提供頂くことも可能です。

日々の運送業務でお困りごとがあれば、以下にご記入のうえ、大阪運輸支局までFAXをしてください。

該当する□にレ点を付けて下さい。(複数回答可)

- 長時間の荷待ち
- 契約にない附帯業務
- 運賃・料金の不当な据置
- 過積載の指示・容認
- 無理な運送依頼
- 異常気象時の運送依頼
- その他 ()

上記チェック事項の内容をご記入ください。

記入例(「16時」に到着指定され、定刻に着いたのに「3時間」以上待たされた。)

上記内容に係る荷主情報

荷主名	
支店・営業所名	
住所	
荷物の種類	例) 食料品 等

会社名・所属やお名前などについてご記入ください。

会社名・所属(任意)	
お名前(任意)	
連絡先(電話番号・メールアドレス)(任意)	
運輸局(運輸支局)からの連絡可否(※1)	<input type="checkbox"/> 連絡可 <input type="checkbox"/> 連絡不可
「働きかけ」等への使用可否(※2)	<input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可

(※1)「連絡可」にチェックが入っている場合、運輸支局から詳細を確認させて頂く場合があります。

(※2)「使用可」にチェックが入っている場合、荷主への貨物自動車運送事業法に基づく対応の検討・活用等に使用させて頂きます。

大阪運輸支局FAX番号 072-822-3317

具体的な説明内容など

物流の2024年問題について

- 令和6年4月から時間外労働の960時間上限規制等がトラックドライバーへ適用され、「モノが運べなくなる」可能性が懸念されている。
- 長期的な問題として、トラックドライバーの労働環境を改善しないと将来のなり手がいなくなる恐れがある。このままだとドライバー不足になり、トラックがあっても運べない状況になる。

トラックGメンについて

- 長時間の荷待ち、契約にない付帯作業等の違反原因行為について、トラックGメンが積極的に情報収集している。
- 関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」等を実施している。

荷主事業者・物流事業者の取組ガイドラインの周知

トラック事業者等から特に話題に挙がる項目などを中心に周知

- 荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- 荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール
- 運賃と料金の別建て契約 等

その他情報提供など

- 標準的な運賃、標準運送約款の改正
- 法改正の情報提供
- 労務費指針の紹介
- オンライン説明会の案内 等



提供：中国運輸局

(トラック事業者)

- 積込み、取卸し、附帯作業についてトラックドライバーがサービスでして当たり前という商慣行になっている。運賃と料金の別建てについて運輸局がもっと周知すべき。
- 納品先への配送について、翌日配送と翌々日配送の食品メーカーが混在している。翌々日配送だと運送の計画を立てやすくなるので、着荷主の理解を得て、翌々日配送の食品メーカーが増えて欲しい。
- 国土交通省が発出した異常気象時の措置の目安について、荷主企業にも周知して欲しい。

(発荷主（卸売りなど）)

- 入出庫依頼にない下請けのトラックが来所することで、受付照合待ちの時間が発生し、結果として待機時間が発生する場合がある（発荷主企業）。
- 半年ほど前からトラック入荷受付予約システムを導入。導入後、一定以上の待機時間が発生した場合は、卸売り業者、倉庫作業を担当する業者、運送事業者で原因を確認し対策している。システムが効果的に機能するよう連携して取り組んでいる（中間流通業者（卸売り））
- 配送の集約化を進めている。通常1日2回配送を行っているが、物量が少ない時期や雪が積もりやすい地域での配送を1日1回にしている。着荷主の協力が必要であるので、全体で一丸となって取り組んでいきたい（発荷主企業）。

(物流事業者、倉庫業者)

- 物流施設での荷待ち時間の改善のためには、受発注時間の前倒しとそのルールの徹底が必要ではないか。ただ、緊急の納品への対応等のサービスレベルが落ちることにはなるので、着荷主の理解や、その先にいる消費者の理解が得られるかが鍵になると思う（物流事業者）。
- 予約システム導入のみだけでなく、システムのデータを利用することで荷待ち時間の発生割合等を分析し問題解決に繋げている。自社に関するデータ分析は、2024年問題の解決には必須ではないか（物流事業者）。
- 営業倉庫で入荷量が季節的な要因により増加することがあり、入荷受付時間にトラックが集中しトラックの待機時間が長くなることがある。長時間の待機について、入構から出構までの待機時間の記録を取り課題ととらえている。事前に入荷情報を把握するためバース予約システムといったシステムの導入を検討中（倉庫業者）。

(物流事業者、トラック事業者双方)

- 外装ダメージ品の確認のため待機時間が発生する場合がある。全日本トラック協会の出している梱包のリーフレットが分かりやすい。また、荷物の種類によっては、外装ダメージ品の条件緩和の議論があっても良いのではないか。

(参考)

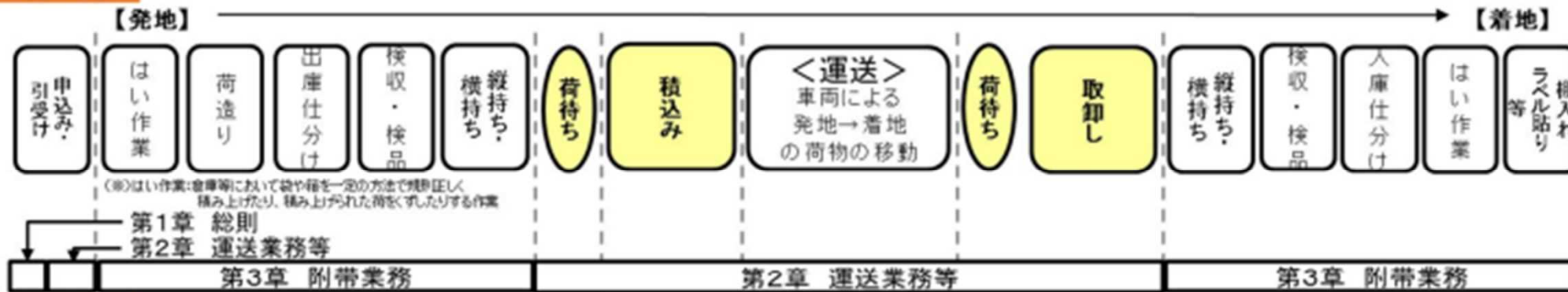
公益社団法人全日本トラック協会「「貨物事故削減啓発リーフレット」について」

https://jta.or.jp/member/hikkoshi_member/gaisou_onegai2018.html (2023/12/20確認)

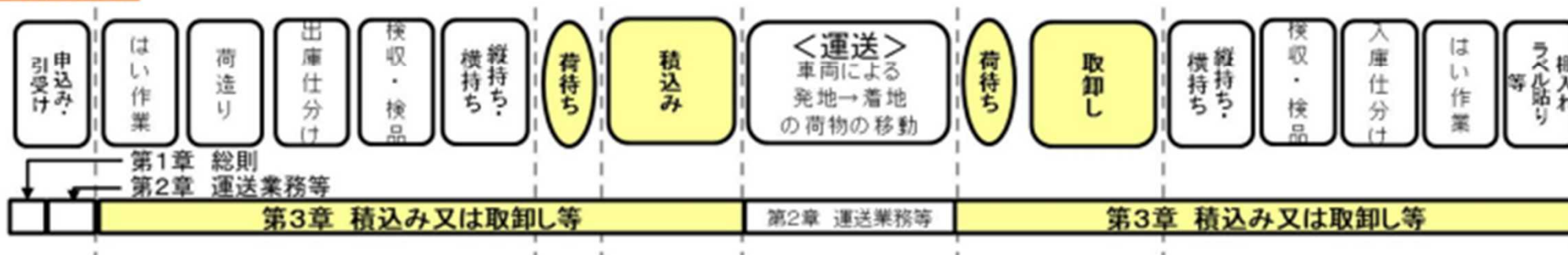
運賃と料金の別建て收受

- 通達により運賃及び料金を定義づけし、標準運送約款の改正により運賃及び料金の区別を明確化しており、貨物自動車運送事業者は運賃と料金を別建てで收受することとなっている。

現行



改正案



【物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン】（抄）

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項

⑦ 運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則としなければならない。

4. 物流事業者の取組事項

(1) 実施が必要な事項

④ 運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則としなければならない。

トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送委託者は、運送受託者の運転手等に依頼し、契約で定められていない業務（発荷主・着荷主の倉庫内荷役、ピッキング、仕分け、清掃、検査・検収、ラベル貼り等）について、無償で実施させること（契約外の無償による附帯業務）
- 運送受託者に対し、当該運送受託者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせること

関連法規の留意点

- 物流特殊指定の留意点
物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、特定荷主が、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害することは、物流特殊指定第1項第6号に該当し、独占禁止法に違反するおそれがある。
- 下請法の留意点
無償の労務提供を強要する行為は、下請法等の適用対象となる取引を行う場合、下請法第4条第2項第3号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、下請法に違反するおそれがある。
- 貨物自動車運送事業法の留意点
運送契約において、契約に定められていない役務を無償で要求することは、運転手の拘束時間の長時間化を招き、過労運転の原因となり、安全運行を阻害する行為になる。この結果、輸送の安全の確保を阻害することとなる場合には、貨物自動車運送事業法第22条の2に違反するおそれがある。また、法附則第1条の2第2項に基づく荷主等への働きかけの対象となりうることや、最終的には「荷主への勧告」を行うこともあり得る。

求められる取引慣行

- 運送委託者と運送受託者との取引
運送委託者が運送受託者に対し、附帯業務を依頼する場合は、運送受託者の直接的利益となることを明らかにした上で、十分な協議を行ったパートナーシップを結び、運送行為に伴う附帯業務の役割分担と費用負担に関し、あらかじめ明確に取り決めておくことが求められる。
- 運送委託者、運送受託者双方が附帯サービスは無償であるという意識を変えていくことが求められる。
- 現場において運送委託者等から契約外作業の要請があった際には、運送受託者の担当者は管理職に報告し、双方の管理職同士で合意した上で当該要請について対応することが求められる。
- 契約にあたっては、作業の範囲、役割分担、費用分担等を明確にし、双方が契約内容を確認した上で書面にて行うことが求められる。
- 運送委託者、運送受託者の双方は、定期的な会議を設ける等、実態及びそれに係る問題意識を共有し、双方で改善策を検討、実施することが求められる。



台風等による異常気象時下における輸送の目安

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討すべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討すべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討すべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断すべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。



国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000210.html

【物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン】（抄）

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項

⑩異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行わない。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重する。

オンライン説明会の実施 (大阪運輸支局)

- 大阪運輸支局では、令和5年12月から令和6年4月まで毎月1回、荷主企業・元請事業者・トラック事業者の皆様向けに、トラックGメンの業務や、活動状況、最近のトピック等について、オンラインで説明会を実施
- 今後は、不定期開催として、皆様のご関心の深いトピック等について紹介・説明を行う予定

説明の内容 (概要)

- 第1回 R5.12.22(金)10時～10時30分
 <説明内容>・・・トラックGメン制度、集中監視月間 (令和5年11月・12月) 等
- 第2回 R6.1.30 (火) 10時～11時45分
 <説明内容>・・・トラックGメン制度、荷主等パトロール、大阪労働局の各種支援窓口、制度 等
- 第3回 R6.2.26 (月) 10時～11時30分、14時～15時30分
 <説明内容>・・・トラックGメン制度、荷主等パトロール、法改正の動き 等
- 第4回 R6.3.27 (水) 10時～11時30分、15時～16時30分
 <説明内容>・・・トラックGメン制度、荷主等パトロール、標準運賃・約款改正、監査等事業適正化 等
- 第5回 R6.4.30 (火) 10時～11時30分、15時～16時30分
 <説明内容>・・・トラックGメン制度、荷主等パトロール、パレット標準化推進分科会 等

(説明資料抜粋)

トラックGメンとは

「物流の2024年問題」の解決を目指すため、国土交通省に創設された専門部隊
 ※トラック運送事業者を取り締まる存在ではありません。
 また、監査業務とも別のものです。

↓

- トラック事業者を対象にした積極的な情報収集 (プッシュ型情報収集)
- 貨物自動車運送事業法に基づき、発荷主・着荷主元請事業者に対して「働きかけ」「要請」等

相談・コンサルティングの活用

電話相談・メール相談・オンライン相談・専門家派遣 (コンサルティング) など様々な方法で相談できます

【トラック特別相談センター】 【働き方改革推進支援センター】 【よろず支援拠点】
 TEL:06-4708-7045

近畿運輸局公式X

こちらをクリック

今後の開催状況等については、近畿運輸局HPのほか、近畿運輸局公式Xでもお知らせする予定です。
 良ければ、近畿運輸局公式Xのフォローをお願いします！

※大阪労働局から「働き方改革の推進に向けた支援策について」講演 (第2回)

R6.2.28(水) 消費生活講座 (大阪運輸支局・寝屋川市立消費生活センター共催) 『『物流の2024年問題』について～持続可能な物流の実現に向けて～』開催

○趣旨

・消費者に対し、物流コストの価格転嫁や宅配、引越しに関して意識改革・行動変容を促すため講座を企画。

○概要

・令和6年2月28日(水) 13:30～15:00

・『『物流の2024年問題』について』『消費者の皆様にお伝えしたいこと』について説明



(説明イメージ)

『物流の2024年問題』とは

・2024年4月から
時間外労働の960時間上限規制と改正改善基準告示がトラックドライバーへ適用されます。

・労働環境改善が期待される一方、労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、「**モノが運べなくなる**」可能性が懸念されています。→物流の2024年問題



・『物流の2024年問題』の解決には、トラック事業者のほか、荷主企業・物流事業者・消費者等の物流に関係する全ての関係者の取組が必要となります。

引越時期をずらすことで どのようなメリットがある?

- 3月末の土日の引越と比べ、引越代金が安くなった
- 3月の最終週から引越時期をずらすことで、引越事業者の予約が取りやすくなった
- 会社の従業員の引越にかかるコストを抑えることができた

などのご意見がございました。

出典: 国土交通省自動車局業務課 令和6年1月24日プレスリリース後継



●消費者

- 当日、翌日配達宅配サービスが受けられないかもしれない。
- 水産物、青果物など新鮮なものが手に入らないかもしれない。



出典: 全日本トラック協会HP <<https://jta.or.jp/member/road/pr/2024ad.html>>

出典: 経済産業省、国土交通省
『宅配事業とEC事業の生産性向上連携会～再配達削減に向けた取組事例～』

R6.3.16(土) 大阪駅周辺での街頭キャンペーン (リーフレット配布)

○趣旨

・消費者に対し、「物流の2024年問題」等の周知が必要であることから、街頭キャンペーンを実施。

○概要

- 1.日時：令和6年3月16日(土) 10:00~12:00
- 2.場所：JR大阪駅周辺の以下の場所
 - ①大阪駅前交差点南詰 (10:00~10:30)
 - ②大阪駅前西交差点北西角 (10:45~11:15)
 - ③ハッピーナビオ前 (11:30~12:00)

(配布場所)



(リーフレット※A4両面三つ折り)

